

2026 年度 Y M C A Summer Camp

プログラム内容 旅行契約のご案内

企 画：(学) 広島 Y M C A 学園 広島 Y M C A ウエルネススポーツセンター
旅行企画・実施：(学) 広島 Y M C A 学園 Y M C A エデュケーショナルトラベル
観光庁長官登録旅行業第 1331 号 日本旅行業協会(JATA)正会員
指 導 協 力：B&G Carp BEACH 海洋クラブ
お申し込み・お問い合わせ

広島営業所 (学) 広島 Y M C A 学園 広島 Y M C A ウエルネススポーツセンター
〒730-8523 広島県広島市中区八丁堀 7-11 広島 Y M C A 本館 7 階
TEL：082-223-8130 FAX：082-221-6771 Email：camp@hiroshimaymca.org
受付時間：月～金 10：00～20：00 / 土 10：00～19：00
(日曜・祝日・8月13日～15日休館日)
ホームページ：https://www.hymca.jp/waap/
国内旅行業務取扱管理者 野々上 隆之

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う取引の責任者です。この旅行契約に関し、
担当者からの説明にご不明な点があれば、旅行業務取扱管理者にご質問ください。

海へ、川へ、山へ！夏の自然体験を！



年少～高校生対象 サマーキャンプ



The experience that lasts a lifetime. キャンプで刻まれた素晴らしい経験は、その人の人生の中でずっと生き続けます。

YMCAのキャンプの7つの目的

1. 自然生活を楽しみ、自然に適応する能力を身につける
2. 良い習慣を育て実践する
3. 健康のための知識を得て、自分の身体を守る方法を知る
4. 生活を豊かにする技術を学び、創造力を育む
5. 良き友人を作る方法を学び、互いの存在と生命（いのち）を尊重する心を育む
6. 民主的なグループ経験から、社会に関わる責任感を育む
7. 神の恵みを知り、感謝の気持ちを養う

(日本YMCAキャンプ・スタンダード)

富士山

小5～高3対象

富士登山キャンプ

2泊3日

今年の夏、日本一の山に挑戦しませんか？ 広島YMCAとしては、3回目の富士登山です。YMCA東山荘の経験豊富なスタッフがガイドを務め、安全に富士山の山頂を目指します。山小屋での1泊を予定しています。一度は登ってみたい富士山に、この夏みんなで行きましょう！

主な活動：●富士登山 ●自然観察 ●砂走
●ご来光 ●星座観察 ●山小屋泊

期間：8月3日（月）～8月5日（水） 2泊3日

募集対象：小5～高3

募集人員：10名程度（最少催行人員8名）

※募集人員に達し次第締め切りとなります。

開催場所：富士山

開催場所：国際青少年センター YMCA 東山荘

集合解散：広島駅2階ペDESTリアンデッキ 8:15/22:30

旅行代金：小学生 126,500円

中高生 143,000円

※入山料4,000円含む



	日程	行程	食事※
1	8月3日（月）	8:15 集合～JR（昼食）～14:05 御殿場着～タクシー～東山荘着～活動～夕食～活動～入浴～施設泊	夕
2	8月4日（火）	4:00 起床～貸切バス～砂走口5合目着～登山開始～行動食～14:00 山小屋着～夕食～自然観察～山小屋泊	朝 昼・夕
3	8月5日（水）	2:30 起床～登山開始～（ご来光）～山頂到着～下山～山小屋着～昼食～砂走口5合目着～貸切バス～東山荘着～昼食～タクシー～御殿場着～JR（夕食）～ 22:30 解散	朝 昼・夕

食事回数：朝食2回、昼食2回、夕食3回
※1日目の昼食はお弁当をお持ちください。
※1日目昼食と3日目夕食はJR移動中にとります。
※利用運送会社：JR
※宿泊施設：国際青少年センター YMCA 東山荘
富士山山小屋（見晴館予定）



幼児からの1泊2日のキャンプ

年少～小3対象

ログハウスに泊まるビギナーズキャンプ

1泊2日

島根県にある琴引ビレッジキャンプ場のログハウスに泊まり、ゆったりとキャンプを行います。キャンプが初めてのお子様やキャンプ経験の浅いお子様も、安心して活動できます。昆虫採集や施設泊、キャンプファイヤー、星座観察など、キャンプの楽しさを味わいます。

主な活動：●工作 ●キャンプファイヤー

●昆虫採集 ●星座観察 ●ログハウス泊

期間：8月1日（土）～8月2日（日） 1泊2日

募集対象：年少～小3

募集人員：32名程度（最少催行人員20名）

※募集人員に達し次第締め切りとなります。

開催場所：琴引ビレッジキャンプ場[島根県飯石郡飯南町佐見]

集合解散：広島YMCA 9:00/17:00

旅行代金：30,800円

	日程	行程	食事※
1	8月1日（土）	9:00 集合～貸切バス～11:30 琴引ビレッジキャンプ場着～昼食～活動～夕食～活動～ログハウス泊	夕
2	8月2日（日）	7:00 起床～朝食～活動～昼食～活動～貸切バス～17:00 解散	朝・昼

食事回数：朝食1回、昼食1回、夕食1回
※1日目の昼食はお弁当をお持ちください。
※利用運送会社：鯉城タクシー ※宿泊施設：琴引ビレッジログハウス

日帰りのキャンプ

年少～高校生対象

(対象はキャンプにより異なります)

川遊びキャンプ

湯来町に流れる水内川で、泳いだり、魚や水辺の生き物を観察したりして、川遊びを楽しみます。水深が浅く安心して活動を行うことができます。水辺の安全を学ぶY M C Aならではの活動も行います。川とふれあい、川を学ぶ人気の日帰りキャンプです。

主な活動：●川遊び ●遊泳 ●川辺の生き物観察 ●水辺の安全学習

期間：8月8日(土) 日帰り

募集対象：年少～小3

募集人員：45名程度(最少催行人員20名)

※募集人員に達し次第締め切りとなります。

開催場所：水内川 [広島県広島市佐伯区湯来町]

集合解散：広島Y M C A 9:00/17:30

旅行代金：16,500円

日程	行程	食事*
8月8日(土)	9:00 集合～貸切バス～10:30 水内川着～活動～12:30 昼食～活動～貸切バス～17:30 解散	—

カヌーキャンプA

日本海に遊びに出かけます。瀬戸内海の静かな波とは違った体験が子どもたちを成長させます。カヌーが初めてのお子様もリーダーと一緒に乗るので安心してご参加ください。カヌーで海に出る楽しさは、忘れられない体験になります。水上安全にも触れながら、海に興味関心が高まる一日になります。

主な活動：●シーカヤック ●海水浴 ●海辺の生き物観察 ●水辺の安全学習

期間：8月4日(火) 日帰り

募集対象：小1～小6

募集人員：30名程度(最少催行人員20名)

※募集人員に達し次第締め切りとなります。

開催場所：浜田市三隅B & G 海洋センター [島根県浜田市三隅町]

集合解散：広島Y M C A 8:00/18:00

旅行代金：23,100円

日程	行程	食事*
8月4日(火)	8:00 集合～貸切バス※～10:30 三隅B & G 海洋センター着～活動～12:30 昼食～活動～貸切バス～18:00 解散	—

海遊びキャンプ

CARPBEACH「潮風公園みなとオアシスゆう」はきれいなビーチが特徴で、泳いだり、潜ったり、魚や貝などの生き物を観察して、海遊びを楽しみます。水辺の安全を学ぶY M C Aならではの活動も行います。海とふれあい、海を学ぶ人気の日帰りキャンプです。

主な活動：●海遊び ●海水浴 ●海辺の生き物観察 ●水辺の安全学習

期間：7月19日(日) 日帰り

募集対象：年少～小3

募集人員：45名程度(最少催行人員20名)

※募集人員に達し次第締め切りとなります。

開催場所：CARPBEACH 潮風公園みなとオアシスゆう [山口県岩国市由宇町]

集合解散：広島Y M C A 9:00/17:30

旅行代金：16,500円

日程	行程	食事*
7月19日(日)	9:00 集合～貸切バス～10:30 みなとオアシスゆう着～活動～12:30 昼食～活動～貸切バス～17:30 解散	—

カヌーキャンプB

日本海に遊びに出かけます。瀬戸内海の静かな波とは違った体験が子どもたちを成長させます。カヌーが初めてのお子様もリーダーと一緒に乗るので安心してご参加ください。カヌーで海に出る楽しさは、忘れられない体験になります。水上安全にも触れながら、海に興味関心が高まる一日になります。

主な活動：●シーカヤック ●海水浴 ●海辺の生き物観察 ●水辺の安全学習

期間：8月7日(金) 日帰り

募集対象：小1～小6

募集人員：30名程度(最少催行人員20名)

※募集人員に達し次第締め切りとなります。

開催場所：浜田市三隅B & G 海洋センター [島根県浜田市三隅町]

集合解散：広島Y M C A 8:00/18:00

旅行代金：23,100円

日程	行程	食事*
8月7日(金)	8:00 集合～貸切バス※～10:30 三隅B & G 海洋センター着～活動～12:30 昼食～活動～貸切バス～18:00 解散	—

チャレンジ奥湯来シャワークライミングキャンプ

本格的なシャワークライミングに挑戦！水内川にウエットスーツを着て入り、上流を目指します。

流れを遡り、滝を登るスリリングな体験をしながら、自然を感じてみよう。山・川・海の関係性や山の整備が必要な状況など、生活と水の結びつきについても学びます。奥湯来シャワークライミングを体験してみよう。活動後は、湯来ロッジのお風呂に入って帰ります。

主な活動：●シャワークライミング ●クラフト

期間：7月31日(金) 日帰り

募集対象：小4～高3 ※身長130cm以上

募集人員：15名程度(最少催行人員10名) ※募集人員に達し次第締め切りとなります。

開催場所：広島Y M C A [広島市中区八丁堀、湯来交流体験センター・水内川 [広島市佐伯区湯来町]

集合解散：広島Y M C A 9:00/18:30

旅行代金：小学生・中学生 25,300円

高校生 27,000円

日程	行程	食事*
7月31日(金)	9:00 集合～貸切バス～昼食～クラフト～13:30 湯来交流体験センター～水内川～活動～貸切バス～18:30 解散	—

※昼食はお弁当をお持ちください。 ※利用運送会社：鯉城タクシー



2泊以上(長期)のキャンプ

小1～中3対象

(対象はキャンプにより異なります)

雲月(うづき)チャレンジキャンプ

2泊3日

雲月山の麓にある自然豊かなY M C Aのキャンプ場で、夏山のキャンプにチャレンジ！野外生活技術、かまどで火を使っての夕食づくり、テント泊やキャンプファイヤーを行います。2日目には、雲月山を登ります。他にもプールや虫捕りなど、キャンプの楽しさも味わえます。晴れた日には満天の星空を見ることが出来ます。

主な活動：●昆虫採集 ●野外料理 ●キャンプファイヤー
●星座観察 ●テント泊 ●水遊び ●登山

期間：7月21日(火)～7月23日(木) 2泊3日

募集対象：小1～中3

募集人員：20名程度(最少催行人員12名)

※募集人員に達し次第締め切りとなります。

開催場所：広島Y M C A 雲月キャンプ場 [広島県山県郡北広島町]

集合解散：広島Y M C A 9:00/18:00

旅行代金：35,200円

	日程	行程	食事※
1	7月21日(火)	9:00集合～貸切バス～11:30雲月キャンプ場着～昼食～活動～夕食～活動～テント泊	夕
2	7月22日(水)	7:00起床～朝食～活動～昼食～活動～夕食～活動～テント泊	朝 昼・夕
3	7月23日(木)	7:00起床～朝食～活動～昼食～活動～貸切バス～18:00解散	朝・昼

食事回数：朝食2回、昼食2回、夕食2回

※1日目の昼食はお弁当をお持ちください。夕食は自分たちで作ります。

その他食事はスタッフが給食します

※利用運送会社：鯉城タクシー ※宿泊施設：広島YMCA 雲月キャンプ場

大島カヌー&フィッシングキャンプ

2泊3日

山口県の周防大島でカヌーとフィッシングを楽しみます！カヌーが初めてのお子様でも大丈夫です。1日目と2日目には、大島町B&Gのインストラクターに指導していただきます。パドルを使い、自分の力で広い海を自由に進む楽しさは、忘れられない体験になります。フィッシングでは、仕掛けの付け方や投げ方をリーダーに教えてもらいながら、自分で魚を釣れるように指導していきます。カヌーやフィッシングの活動を通して、海を満喫し自然の恵みを感じる3日間です。

主な活動：●フィッシング ●カヌー ●星座観察 ●海水浴
●水辺の生き物観察 ●水辺の安全学習 ●施設泊

期間：7月28日(火)～7月30日(木) 2泊3日

募集対象：小2～中3

募集人員：24名程度(最少催行人員12名)

※募集人員に達し次第締め切りとなります。

開催場所：周防大島横見 [山口県大島郡周防大島町]

集合解散：広島Y M C A 9:00/18:00

旅行代金：46,200円

	日程	行程	食事※
1	7月28日(火)	9:00集合～貸切バス～11:00周防大島横見着～昼食～活動～夕食～活動～施設泊	夕
2	7月29日(水)	7:00起床～朝食～活動～昼食～活動～夕食～活動～施設泊	朝 昼・夕
3	7月30日(木)	7:00起床～朝食～活動～昼食～活動～貸切バス～18:00解散	朝・昼

食事回数：朝食2回、昼食2回、夕食2回

※1日目の昼食はお弁当をお持ちください。

※利用運送会社：鯉城タクシー ※宿泊施設：大島横見

ドラゴンキングキャンプ

2泊3日

龍王島は、瀬戸内海に浮かぶ美しい海に囲まれた島が、まるごとキャンプ場です。海水浴、テント設置や野外料理、キャンプファイヤーなど島の楽しさ満載！釣りにも挑戦します。必要な道具の使い方、餌の選択、潮の干満や季節など、知識を取り入れながら活動するので、フィッシング初心者でも経験者でも存分に楽しめます。無人島でのドキドキワクワクの3日間です。

主な活動：●海遊び ●海水浴
●魚釣り ●テント泊 ●野外料理
●焚(た)き火 ●キャンプファイヤー
●星座観察

期間：8月10日(月)～8月12日(水) 2泊3日

募集対象：小1～中3

募集人員：36名程度(最少催行人員20名)

※募集人員に達し次第締め切りとなります。

開催場所：龍王島自然体験村 [広島県東広島市安芸津町風早]

集合解散：広島Y M C A 9:00/17:00

旅行代金：46,200円

	日程	行程	食事※
1	8月10日(月)	9:00集合～貸切バス～11:30龍王島着～昼食～活動～夕食～活動～テント泊	夕
2	8月11日(火)	7:00起床～朝食～活動～昼食～活動～夕食～活動～テント泊	朝 昼・夕
3	8月12日(水)	7:00起床～朝食～活動～昼食～活動～貸切バス～17:00解散	朝・昼

食事回数：朝食2回、昼食2回、夕食2回

※1日目の昼食はお弁当をお持ちください。夕食は自分たちで作ります。

※利用運送会社：鯉城タクシー ※宿泊施設：龍王島自然体験村

山・川・海全部を楽しむ長期キャンプ

6泊7日

広島Y M C Aの所有するキャンプ場をベース(拠点)に、野外生活を楽しみながら、海と川でのシュノーケリング、海水浴、川遊び、魚のつかみ取りなどを行います。自由研究や宿題ができる時間、選択活動の時間もあり、学びや仲間との絆(きずな)を深めます。異なる自然の魅力を味わったり、繰り返しチャレンジしたり、キャンプ生活の技術をしっかり身につけたりと、キャンプの持つ魅力を存分に体験することで、お子様の成長を大きく促す、人気の1週間長期キャンプです。

主な活動：●山遊び ●昆虫採集 ●シュノーケリング(海・川)
●海遊び ●海水浴 ●川遊び ●魚のつかみ取り ●工作
●自由研究・宿題の時間 ●野外料理 ●焚(た)き火
●ナイトハイク ●星座観察 ●キャンプファイヤー
●テント泊

期間：8月16日(日)～8月22日(土) 6泊7日

募集対象：小2～中3

募集人員：20名程度(最少催行人員10名)

※募集人員に達し次第締め切りとなります。

開催場所：広島Y M C A 雲月キャンプ場 [広島県山県郡北広島町]

：水内川 [広島県広島市佐伯区湯来町]

：浜田市三隅 B&G 海洋センター [島根県浜田市三隅]

集合解散：広島Y M C A 9:00/17:00

旅行代金：83,000円

	日程	行程	食事※
1	8月16日(日)	9:00集合～貸切バス～11:30雲月キャンプ場着～昼食～活動～夕食～活動～テント泊	夕
2 ～ 6	8月17日(月) ～21日(金)	7:00起床～朝食～活動～昼食～活動～夕食～活動～テント泊	朝 昼・夕
7	8月22日(土)	7:00起床～朝食～活動～昼食～活動～貸切バス～17:00解散	朝・昼

食事回数：朝食6回、昼食6回、夕食6回

※1日目の昼食はお弁当をお持ちください。夕食は自分たちで作ります。

その他食事はスタッフが給食します

※利用運送会社：鯉城タクシー ※宿泊施設：雲月キャンプ場

お申し込みとその後の流れ

- ① 「取引条件説明書」(本紙)の内容をご確認の上、申込フォームよりお申込みください。
WEB申し込み後にクレジット決済の案内メールを送信します。
メール受信後、24時間以内に決済対応をお願いします。
「@buscatch.net」からのメール受信できるよう設定をお願いします。
※24時間以内にカード決済をされなかった方は、決済メール受信後7日以内に下記口座へお振込みをお願いします。
7日以内にご入金がない場合、予約は無かったものとなります。
※旅行代金全額のお支払い完了時点で旅行契約成立となります。(今回はお申込金なしでお引き受けいたします。)
※確認メールを送る場合がございますので「@hiroshimaymca.org」からのメール受信できるよう設定をお願いします。
※キャンセル待ちの方が参加可能になった際のご連絡は、メールまたは電話で行います。

【振込口座】 振込は参加者ご本人の氏名で、氏名の前に「N26」をつけてお振込みください。(例)N26 7111 404
振込手数料はご負担ください。振込時の振込受領書を領収書の代わりといたしますので大切に保管してください。
もみじ銀行 広島中央支店 普通預金 学校法人 広島 YMCA 学園 口座番号 0020766
広島銀行 八丁堀支店 普通預金 学校法人 広島 YMCA 学園 口座番号 0563498
広島信用金庫 八丁堀支店 普通預金 学校法人 広島 YMCA 学園 口座番号 0474449
7月1日(水)以降は、電話または窓口でご予約を承ります。

- ② 申込フォームの入力・送信
※「2026年度広島YMCAキッズ申込フォーム」を送信済み、
または「2026年度広島YMCAキッズ申込用紙」をご提出済みの方は不要です。
※旅行代金全額のお支払い・申込フォーム送信または申込用紙の提出・同意書が揃って正式手続き完了となります。
- ③ お申し込みが最少催行人員に達しない場合の催行中止の判断は、
ご出発日の前日から起算してさかのぼって14日前に行います。
※催行中止の場合のみ、ご連絡いたします。
催行中止は、メールまたは電話でご連絡いたします。ご返金は銀行口座へのお振込みとなります。
- ④ 「最終のご案内」をご出発日の前日から起算してさかのぼって5日前までに郵送いたします。
- ⑤ プログラムの実施
- ⑥ プログラムの実施 記録写真の販売 プログラム解散時にご案内いたします。
(富士登山キャンプの写真販売はありません。)

お申し込みに関するご注意 (必ずご確認ください)

- ◇旅行代金は消費税を含んでおります。
- ◇お申し込み締め切り：募集人員に達し次第締め切りとなります。
- ◇大雨や台風などの気象状況や現地事情等により、急なプログラム内容や日程の変更、催行中止となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ◇正式手続きは、ご予約時にお伝えする期日までをお願いします。
1.申込用紙提出(フォームによる送信または窓口での記入) 2.参加費用のお支払い
さらに、以下の書類の提出が必要です。①顔写真(対3.5cm×3.3cm) ②お子様の「資格確認書」または「医療保険の資格情報」コピー
※2026年度4月以降、すでにスポーツ・キャンプ等でこれらの書類を提出されている方は不要です。
- ◇活動に特別な配慮が必要な場合は事前にご相談ください。
- ◇医師などから運動制限されている方、アレルギー(食物・その他)などのある方は事前にご相談ください。
- ◇最少催行人員に達してなくても催行する場合があります。
- ◇キャンセル規定は、「2026年度YMCA Summer Camp プログラム内容・旅行契約のご案内」および「学校法人広島YMCA 学園YMCAエデュケーショナルトラベル旅行条件書(国内募集型企画旅行)」をご確認ください。以下はその簡易版です。
- ◇キャンセルのお申し出はウエルネススポーツセンターの受付時間内のみお受けいたします。
※受付時間外にいただいたメール等でのご連絡は、翌営業日にお受けしたものと取り扱います。

旅行契約の解除（キャンセル規定）

詳細は別紙「学校法人広島YMCA学園 YMCAエデュケーショナルトラベル旅行条件書（国内募集型企画旅行）」の第14条、旅行契約の解除および別表1取消料（第14条、第1項関係）をご覧ください。以下は、その簡易版です。※日帰りのキャンプの場合はご出発日の前日から起算してさかのぼって10日前から、宿泊を伴うキャンプの場合はご出発日の前日から起算してさかのぼって20日前からキャンセル料（取消料）が必要となります。ご注意ください。ただし、契約解除のお申し出は、ウエルネススポーツセンターの受付時間内にお受けいたします。

取消料

- | | |
|---|-----------|
| ・旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目（日帰りにあつては11日目）にあたる日まで | 無料 |
| ・旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰りにあつては10日目）にあたる日以降～8日目にあたる日まで | 旅行代金の20% |
| ・旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降～2日目にあたる日まで | 旅行代金の30% |
| ・旅行開始日の前日 | 旅行代金の40% |
| ・旅行開始日の当日 | 旅行代金の50% |
| ・旅行開始後の解除および無連絡不参加 | 旅行代金の100% |

ご参加の前に

医師などから運動を制限されている方、健康上や集団生活上参加に不安がある方、アレルギー症状がある方は、必ず事前にYMCAスタッフまでご相談ください。なお、食物アレルギーの内容によっては、キャンプの食事の用意ができない場合がございます。

「2026年度広島YMCA申込用紙」は、参加者一人ひとりの健康状態を事前に把握するために必要なものです。必ずフォームでのご提出またはご郵送ください。写真・健康保険証コピーの貼付をお願いいたします。

安全管理

全ての活動は安全を最優先としますが、野外での活動は多くの危険性を伴う場合があり、また日常生活からの環境の変化は、お子様の健康状態にもさまざまな影響を与えます。プログラムの続行が困難であると判断した場合は、スタッフがお自宅までお送りするか、お迎えをお願いする場合もございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

※緊急時には速やかに連絡がとれるよう、プログラム期間中に連絡先が変更になる場合は必ずお知らせください。

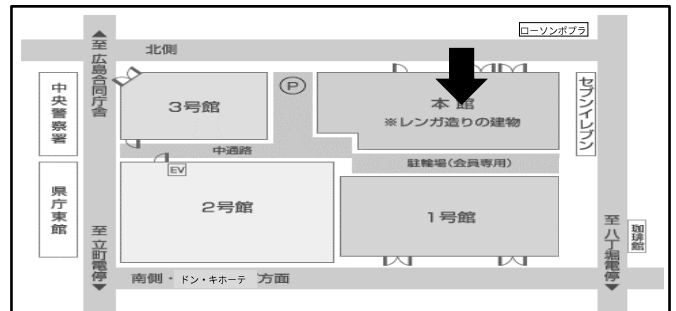
キャンプでのグループ分け

キャンプでは参加メンバーをグループに分けて活動します。参加メンバーの構成やキャンプ日数、プログラム内容、キャンプの目的などにより、キャンプディレクターがグループ分けを行ないます。お友だち同士で同じグループ希望をされる場合がありますが、必ずしも同じグループになるということではありません。ご理解いただきますようお願いいたします。

集合・解散場所

広島YMCA本館1階（広島市中区八丁堀7-11）

- ※お車で送迎の際は、近隣の駐車場をご利用ください。
- 周辺の道路は駐車禁止ですので、路上駐車はご遠慮ください。
- ※富士登山キャンプは、広島駅北口2階ペDESTリアンデッキに集合解散になります。



記録写真の販売

写真はインターネットで販売いたします。閲覧・購入方法・販売期間についてはキャンプ解散時に案内をお配りします。キャンプによっては、プロカメラマンによる撮影とスタッフによる撮影とがございます。

※富士登山キャンプの写真販売はありません。

国内緊急対応

Y M C A Summer Camp のご参加において、警報発表時・大きな地震が発生した場合などの対応は以下のとおりとなります。ご理解とご協力をお願いいたします。

警報発表時（天候）

台風接近を伴う警報発令の場合

プログラム集合時間の2時間の時点で、レベル3以上の警報（大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮）、暴風警報のいずれか一つ以上が、ご自身の居住地や広島市内で発令されている場合、公共交通機関（主にJR、路線バスなど）が通常運行されていない場合、集合場所に来ることが困難で危険があると判断される場合、自治体の指示に従ってください。集合時間を遅らせて実施できるかなど、天候の回復や一般情報を確認しながら判断し、ご連絡いたします。その際は、申込書にご記入いただいた緊急連絡先（携帯電話など）にご連絡いたします。ご連絡が取れるようご理解とご協力をお願いいたします。

台風以外の大雨などの対応について

プログラム集合時間の2時間前の時点で、レベル3以上の警報（大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮）、暴風警報などが発令されている場合は、天候の回復や一般情報を確認しながら判断し、ご連絡いたします。その際は、申込書にご記入いただいた緊急連絡先（携帯電話など）にご連絡いたします。ご連絡が取れるようご理解とご協力をお願いいたします。

公共交通機関（主にJR、路線バスなど）が通常運行されていない場合、集合場所に来ることが困難で危険があると判断される場合、自治体の指示に従ってください。その対象者はプログラムを中止にします。

ご自身の居住地や広島市内で、特別警報・・・4種類（暴風、波浪、大雪、暴風雪）やレベル3以上の警報（大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮）が発令されている場合は自治体の指示に従ってください。

プログラム集合時間の2時間前時点以降に警報が発令となった場合、プログラム開始後などさまざまなケースが考えられます。その際は、ご参加者の安全確保に努めます。緊急時にはご連絡が取れるようご理解とご協力をお願いいたします。

大きな地震（震度5弱以上）が発生した場合

災害状況（一般の被害状況、交通状況など）を把握した中で、みなさまへご連絡いたします。

確認基準

テレビ・ラジオなどのマスメディア

いずれのケースもご参加者の安全を最優先し判断いたします。

警報発令（天候）があったのち、天候回復が見込まれる場合は、再度ご連絡し参加可能な方を対象にプログラムを行う場合もございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

※プログラムは行われるが、交通機関の不通または集合・解散場所に来ることが困難で危険があると判断しご参加されない場合のキャンセル料（取消料）はいただきません。

個人情報保護

（学）広島Y M C A学園では、皆様から頂いた情報を厳重に管理し、プライバシーを厳守いたします。ご不明な点がございましたらご連絡ください。

➤ **（学）広島Y M C A学園 個人情報保護規定**

- 1 皆様に無断で個人情報を集めることはいたしません。皆様に対して、利用目的をあらかじめ明らかにしたうえで個人情報の提供をお願いしております。個人情報は下記の4に記した目的以外の用途には利用いたしません。
- 2 取り扱いに関する安全管理措置契約をあらかじめ締結した発送代行委託先以外の第三者に皆様の個人情報を流すことはいたしません。
- 3 皆様の個人情報の管理を第三者に委託するときは、個人情報保護のための必要な措置を講じます。
- 4 個人情報利用目的
 - ・プログラム実施上の資料
 - ・プログラム実施上の連絡（運送・宿泊機関等を含む）
 - ・当該プログラム次回募集の告知 ・当学園の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き
 - ・広島Y M C A主催、または関係団体主催の催し物の告知

学校法人広島YMCA学園

YMCAエデュケーショナルトラベル旅行条件書（国内募集型企画旅行）

お申し込みの際には、必ずこの旅行条件書をお読みください。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、(学) 広島YMCA学園（広島市中区八丁堀7-11 観光庁長官登録旅行業第1331号、以下「当学園」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当学園と募集型企画旅行に関する契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 当学園はお客様が当学園の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び当学園旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当学園約款」といいます）によります。

3. 旅行のお申し込みと契約成立

- 当学園所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申し込みいただけます。当学園業務の都合上、専用の書面に必要事項を記入いただく場合もございます。お申込金は、旅行代金をお支払いいただく時に、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当学園が契約の締結を承諾し申込金を受領した時に成立したものといたします。

お申込金（おひとり）

旅行代金	お申込金
3万円未満	6,000円
6万円未満	12,000円
10万円未満	20,000円
15万円未満	30,000円
15万円以上	旅行代金の20%

- 当学園は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込を受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当学園が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当学園は予約はなかったものとして取り扱います。
- 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当学園が受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申込の場合は、申込金のお支払い後、当学園がお客様との旅行契約を承諾した通知を出したときに、成立します。
- 当学園は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行の申込があった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当学園が定める日までに、構成者の名簿を当学園に提出しなければなりません。契約責任者は、第26項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- 当学園は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、なんらの責任を負うものではありません。
- 当学園は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- お申込の段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当学園は、お客様の承諾を得て、お客様が回答をお待ちいただける期限を確認した上で、お待ちいただくことがあります。（以下、この状態のことを「ウェイトイング」といいます。）この場合、お客様をウェイトイングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力いたします。この場合でも当学園は申込金相当額を「預り金」として申し受けます。（ウェイトイングの登録は予約完了を保証するものではありません。）ただし、「当学園が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトイング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果として予約できなかった場合」は、当学園は当該預り金を全額払い戻します。
- 本項(8)の場合で、ウェイトイングコースの契約は、当学園が、予約可能となった旨の通知を行ったとき（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時）に成立するものとします。この時点で預り金を申込金として取り扱います。

4. お申し込み条件

- 20歳未満の方が単独でご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当学園の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、当学園らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為等を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信頼を毀損したり業務を妨害する等の行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 健康を害している方、心身に障がいのある方、妊娠中の方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当学園は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当学園がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、またはご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- 当学園は、本項(1)(2)(6)の場合で、当学園よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医者の診断又は加療

を必要とする状態になったと当学園が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

- お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当学園が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当学園の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当学園は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当学園の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面は本旅行条件書等により構成されます。
- 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当学園はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申込が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当学園が指定する期日までにお支払いいただけます。

7. 旅行代金について

- 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
- 旅行代金は、コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。
- 「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第14項(1)の②の「違約料」、及び第20項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告における「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかざりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け。
- その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものの、上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。
- クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金
- 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
- 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。
- 空港施設使用料。

10. 追加代金

第7項でいう「追加代金」とは、1人部屋追加代金や、その他「〇〇追加代金」と称して当学園がパンフレット等に表示して追加する代金をいいます。

1.1. 旅行契約内容の変更

当学園は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当学園の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当学園の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

1.2. 旅行代金の額の変更

当学園は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 当学園は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当学園はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- 当学園は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当学園の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

1.3. お客様の交替

お客様は、当学園の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当学園に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当学園が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当学園は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

1.4. 旅行契約の解除

- 旅行開始前
 - お客様の解除権
 - お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することが出来ます。ただし契約の解除のお申し出は、お申し込み営業所の受付時間内にお受けします。

契約解除の日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日まで（日帰りであれば11日目）	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降～8日目にあたる日まで（日帰りであれば10日目）	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降～2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除及び無連絡不参加	旅行代金の100%

なお、船舶を利用する旅行(クルーズ)については、パンフレットに明示する取消料に拠ります。

- お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
 - 第11項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第20項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
 - 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当学園がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規程する日までにお渡ししなかったとき。
 - 当学園の責に帰すべき事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
 - 当学園は本項「(1)の①のイ」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻いたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項「(1)の①のイ」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻いたします。
- 当学園の解除権
 - お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われなるときは、当学園は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項「(1)の①のイ」に規程する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
 - 次の項目に該当する場合は、当学園は旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が当学園のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - パンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行は3日目)にあたる日より前に、旅行中止のご通知をいたします。
 - スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当学園があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当学園の関与し得ない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当学園は本項「(1)の②のイ」により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻いたします。また本項「(1)の②のイ」により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻いたします。
- 旅行開始後の解除
 - お客様の解除
 - お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に関わる部分の契約を解除できます。この場合当学園は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に関わる部分をお客様に払い戻いたします。
 - 当学園の解除
 - 旅行開始後であっても、当学園は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 - お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当学園の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となったとき。

イ. 解除の効果及び払い戻し

本項「(2)の②のア」に記載した事由でお客様又は当学園が募集型企画旅行契約を解除したときは、本項「(1)の①のア」によりお客様が取消料を支払って募集型企画旅行契約を解除するときを除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当学園は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに関わる部分の費用から当学園が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

ウ. 本項「(2)の②のアの a. c)」により当学園が募集型企画旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手続をいたします。

エ. 当学園が本項「(2)の②のア」の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当学園とお客様との間の契約関係は、将来に向けてのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当学園の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

15. 旅行代金の払い戻し

(1) 当学園は、「第12項の規程により旅行代金を減額した場合」又は「14項の規程によりお客様もしくは当学園が募集型企画旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあたっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあたってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。ただし、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払、又は支払わなければならない費用があるときは、それをお客様の負担とします。

(2) 本項(1)の規程は、第17項(当学園の責任)又は第19項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当学園が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

(3) お客様は出発日より1ヵ月以内にお申し出ください。

(4) クーポン券類の引渡し後の払い戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

16. 添乗員

(1) 添乗員同行コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

(2) 現地添乗員同行コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。

(3) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。

(4) 個人型プランでは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。

(5) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

17. 当学園の責任

(1) 当学園は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当学園又は当学園が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当学園に対して通知があった場合に限ります。

(2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきまして、当学園は原則として本項(1)の責任を負いません。

ア. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

イ. 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害、同機関等のサービス提供の中止、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

ウ. 日本の官公署の命令、又は伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

エ. 自由行動中の事故

オ. 食中毒

カ. 盗難

キ. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間に関わらず損害発生の日から起算して14日目に当学園に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何に関わらず当学園が行う賠償額はお一人あたり最高15万円まで(当学園に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

18. 特別補償

(1) 当学園は前項(1)の当学園の責任が生じるか否かを問わず、当学園約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。

(2) 本項(1)にかかわらず、当学園の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い、運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当学園は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行に含まれているときは、この限りではありません。

(4) 当学園は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当学園約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(5) 当学園が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

19. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当学園約款の規定を守らないことにより当学園が損害を受けた場合は、当学園はお客様から損害の賠償を申し受けず。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当学園から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

(4) 当学園は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当学園の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当学園が指定する期日までに当学園の指定する方法で支払わなければなりません。

(5) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

20. 旅程保証

(1) 当学園は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②③④で規定する変更を除きます。)は第7項で定める「旅行代金」に次表左欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当学園に第17項の(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害補償金の全部または一部として支払います。

① 次に掲げる事由による変更の場合は、当学園は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

イ. 戦乱

ウ. 暴動

エ. 官公署の命令

オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保に必要な措置

② 第14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当学園は変更補償金を支払いません。

③ 次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は、当学園は、変更補償金を支払いません。

④ パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当学園は変更補償金を支払いません。

(2) 本項(1)の規程にかかわらず、当学園がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当学園は変更補償金を支払いません。

(3) 当学園は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供を持って補償を行うことがあります。

当学園が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=1件につき下記の率×お支払対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行目的地的変更	1.0%	2.0%
③パンフレットに記載した運送機関の等級又は施設のより低いものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集パンフレットに記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットに記載した本邦内の旅行開始地の空港又は旅行終了地の空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットに記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレットに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
⑨上記の①～⑧に掲げる変更のうちパンフレットのツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：確定書面が交付された場合には、「パンフレット」とあるのを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用します。この場合においてパンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間は又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときはそれぞれの変更につき1件として取り扱います。1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
注2：③④に掲げる変更で運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は1泊につき1件として取り扱います。
注3：④に掲げる運送機関の会社名については等級又は設備がより高いものへの変更には適用しません。
注4：④又は⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
注5：⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

21. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等が掛かることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

22. 個人情報の取扱い

(1) 当学園は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

(2) 広島YMCAでは、皆様から頂いた情報を厳重に管理致します。個人情報の取り扱いにつきましては、以下のルールに従います。不都合のある方は、ご連絡下さい。

1 皆様に無断で個人情報を集めることはいたしません。皆様に対して、利用目的をあらかじめ明らかにしたうえで個人情報の提供をお願いしております。個人情報は下記の4に記した目的以外の用途には利用しません。

2 取り扱いに関する安全管理措置契約をあらかじめ締結した発送代行委託先以外の第三者に皆様の個人情報を流すことはいたしません。

3 皆様の個人情報の管理を第三者に委託するときは、個人情報保護のための必要な措置を講じます。

4 広島YMCAの個人情報利用目的

- ・ プログラム実施上の資料
- ・ プログラム実施上の連絡(運送・宿泊機関等を含む)
- ・ 当学園の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き
- ・ 当該プログラム次回募集の告知
- ・ 機関誌の送付
- ・ 広島YMCA主催、または関係団体主催の催し物の告知

※お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。個人情報の提供は、電子的方法等で送付することがあります。

23. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

24. その他

(1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますがお買い物に際してはお客様の責任で購入していただきます。

(3) お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当学園が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当学園の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。

(4) 当学園は異なる場合も旅行の再実施いたしません。

(5) 当学園の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第17項(1)及び第20項(1)の責任を負いません。

観光庁長官登録旅行業第1331号(社)日本旅行業協会正会員 学校法人広島YMCA学園 YMCAエデュケーショナルトラベル 〒730-8523 広島市中区八丁堀7-11 TEL(082)222-3003 FAX(082)222-3434 総合旅行業務取扱管理者 神野美紀 営業時間 10:00-17:30(土日祝日及び年末年始、盆休業日を除く)
--

2023.10.23改訂



みつかる。つながる。よくなっていく。